

病院窓口で払う医療費が

安くなる可能性があります！

限度額適用認定証



手続きは
お済みですか？

●限度額適用認定証とは

入院や手術、高額なお薬などで医療費の支払いが高くなりそうな場合は、保険証とともに限度額認定証を病院窓口に表示することで、医療費の窓口負担が《自己負担限度額》までとなります。

⇒ 高額な医療費を一時的に立て替える必要がなくなります。

(注) 被保険者の所得（70歳以上で住民税課税の方）によっては「限度額適用認定証」が発行されない場合や、かかった医療費によっては窓口負担が軽減されない場合があります。

●申請方法

国民健康保険・後期高齢者医療保険 ⇒ 各市町村の担当窓口

※申請時に必要な物：患者本人の保険証・印鑑・代理人の身分証など
市町村によって必要なものが異なるため、各市町村担当窓口にお問い合わせください。



社会保険（協会けんぽ・共済保険・組合保険など） ⇒ 各保険者窓口

お勤め先や、全国健康保険協会（協会けんぽ）都道府県支部などに申請。
（協会けんぽ三重県支部の申請用紙は紀南病院にもありますので、必要な方は総合受付にお声かけください。）

国保組合（三建国保・歯科医師国保など） ⇒ 各所属支部の担当窓口

ご質問はお気軽に **2F 総合受付（時間外受付）** におたずねください！！

受付時間 9：00～17：00

●限度額適用認定証の発行は原則前月にさかのぼれないため、必要な月の間に申請してください。

●自己負担限度額の支払いは「一入院あたり」ではなく「毎月」必要となります。

例：自己負担限度額1万5千円の人が4/30に入院し、5/10に退院した場合
⇒4月分、5月分どちらの月も最高で1万5千円の窓口負担が必要となります。

●差額ベッド代・食事代・保険適用でない医療行為は対象外です。



対象者(70歳以上)	自己負担限度額(月額)		多数該当	食事代 (1食分)
	世帯単位(入院・外来)	個人単位(外来)		
現役並所得者Ⅲ 年収 約 1,160 万円以上	252,600 円+(医療費-842,000 円)×1%		140,100 円	460 円
現役並所得者Ⅱ 年収 約 770 万~1,160 円	167,400 円+(医療費-558,000 円)×1%		93,000 円	460 円
現役並所得者Ⅰ 年収 約 370 万~770 万円	80,100 円+(医療費-267,000 円)×1%		44,400 円	460 円
一般(住民税課税) 年収 約 156 万~370 万円	57,600 円	18,000 円 年間上限:144,000 円	44,400 円	460 円
低所得者Ⅱ 住民税非課税	24,600 円	8,000 円		210 円
低所得者Ⅰ 住民税非課税	15,000 円	8,000 円		100 円

多数該当:直近1年間における4回目以降の自己負担限度額

対象者(70歳未満)	自己負担限度額(月額)	多数該当	食事代 (1食分)
区分ア 年収 約 1,160 万円以上	252,600 円+(医療費-842,000 円)×1%	140,100 円	460 円
区分イ 年収 約 770 万~1,160 万円	167,400 円+(医療費-558,000 円)×1%	93,000 円	460 円
区分ウ 年収 約 370 万~770 万円	80,100 円+(医療費-267,000 円)×1%	44,400 円	460 円
区分エ 年収 約 370 万円以下	57,600 円	44,400 円	460 円
区分オ 住民税非課税	35,400 円	24,600 円	210 円

多数該当:直近1年間における4回目以降の自己負担限度額